

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和7年3月19日（水）午後2時58分～午後3時06分（第3委員会室）

○出席委員（9名）

委員長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委員	七島 奈緒
委員	佐原 真紀
委員	白川 敏明
委員	後藤 善次
委員	村山 国子
委員	羽田 房男
委員	真田 広志

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 条例改正素案について
- 2 その他

午後2時58分 開 議

（根本雅昭委員長） それでは、ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、条例改正素案についてを議題といたします。

昨日までは、前文から第13条までご確認いただきました。本日は、第14条から第24条の最後までを
検討したいと思います。

素案をご覧くださいまして、まず第14条、第15条は変更なしでございます。

次に、第16条、女性活躍の推進ということで、女性の農業における活躍という所管事務調査でのご意見がございましたので、第16条として、市は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営及び地域活動への参画、連携の促進等に必要な施策を講ずるものとするという条文を加えております。

続いて、改正部分のみご説明いたします。その次が新設として、基本計画の策定の際に市議会への報告、これは今までもやっている部分でございますけれども、明文化しております。市長は、第1項の規定により基本計画を策定したときは、市議会に報告しなければならないという条文を加えております。

続きまして、第20条です。先進的な技術等を活用した生産性の向上という項目でございます。こちらは、スマート農業のことを具体的には明文化してございまして、市は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先進的な技術を活用した生産の方式の導入の促進に努めるものとするという条文を入れております。

次に、第21条、農地の保全に資する共同活動の促進というところで、参考人招致にもございましたように、第21条に、市は、農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮や農地経営に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な情報通信技術を含む施策を講ずるものとするという条文を加えております。

続いて、最後の第24条、啓発というところで、地産地消や食文化の維持保存、農業及び農村の振興を図るために地産地消や食文化の維持保存等の情報提供が必要であるという所管事務調査でのご意見がございましたので、第24条として加えた部分、市民に対する農業及び農村並びに地産地消及び食文化の維持保存に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとするという条文を加え、一部改正しております。

このように条例改正案を進めたいと思っておりますけれども、一応黙読の時間を若干取りたいと思っておりますので、一旦録音を停止してください。

【資料黙読】

(根本雅昭委員長) それでは、このように条例改正案を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(村山国子委員) 第16条だったのですけれども、女性の活躍の推進ということで、やっぱり農村とかだと根強くジェンダー平等、不平等のところがあると思うのです。なので、一言ジェンダー平等の視点を持ってみたいな、そういうのを入れてもらいたいかなと私は思いました。

(根本雅昭委員長) ジェンダー平等の視点を持ってという一言をどこかに加えたらいかがかというご意見がございました。

皆さん、いかがでしょうか。ページ数では7ページ。

(羽田房男委員) ジェンダー平等ね。

(村山国子委員) 実際のところ、本当に根強く残っているのです。

(羽田房男委員) いや、農村ばかりではないよ。

(村山国子委員) うん、全てにおいてね。ただ、ここに女性の活躍というのがあるから、そのためにはやっぱりジェンダー平等の視点がないとそれは進まないかなというふうに思います。

(根本雅昭委員長) 実は、正副手元でも、今多様化しておりますので、全ての方がという思いはどこかに入れられたらなという思いは持っていることは確かなのです。皆さん、いかがですか。

(羽田房男委員) そういうふうになると、多様性とか、そういうことを入れなくてはならないし、難しいと思う。どっちがいいのかな。そういうものをこの条例に入れるということが間違いではないのだろうけれども。任せます。判断がつかない。

(真田広志委員) 当然のことだからね。それを農業なり、そういったものの振興の中に入れ込んでいくかという、ジェンダー平等みたいなものってそもそも当然のことで、それは基本の中にあるというふうに考えていくと、これを入れ込むことはどうかな。

(羽田房男委員) ちょっと検討してみてもどうですか。私としては、そういうふうに入ると、これも、これもとなってしまうので。

(真田広志委員) そうなのだ。

(根本雅昭委員長) 正副手元では、ジェンダー平等などについてはほかの法律もあることから、いろいろ検討して、このように落ち着いたところではございますが、再度ご意見踏まえて、皆さんからこのままでいいというご意見ですとか、織り込むべきだというご意見が様々あることは十分承知しており、再度正副手元で調整したいと思いますので、お任せいただいてもよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) さらにございますか。

(真田広志委員) 今ぱっと見たら、第15条は改正しないのだけれども、5行目、図るため一体的に整備しとなっていて、7行目も促進しとなっていて、しが2つ重なってくるので、何かちょっと違和感があるなど。昔はこんな表現が当たり前だったのかな。例えば整備するとともにとか、何々し、何々して、今、最近そういう表現しないですね。

(根本雅昭委員長) 第15条の言い回しですね。

(村山国子委員) しを消してもいいのではないですか。

(真田広志委員) 昔はこういう表現になっていたのかなってちょっと思ってしまったけれども。これは違和感ありますよね。

(根本雅昭委員長) 分かりました。一般的な文章でしたら、あんまりこういう同じ表現で、何とかし、何とかしということで繰り返さないほうが読みやすく、よりよいかなどは思います。ちょっと効率的な言い回しなどについては、正副手元で当局とも若干調整をさせていただいて、より適切な表現に改めるべきところは、全体をまた通して改めさせていただきたいと思いますので、この辺の細かな言い

回しもちよっと正副手元にお任せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

さらにございますか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) あとは、今日は第14条から第24条まででございましたけれども、本日条文の確認最後ですので、全体を通してもし皆様から何かございましたら。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

それでは、今いただいたご意見を基に正副手元で再度調整させていただきまして、条例改正案をこのように進めさせていただきたいと思いますが、最後確認でよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

その他委員の皆様からございますか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ございませので、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午後3時06分 散 会

経済民生常任委員長 根本雅昭